

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年3月10日（木）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第12回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年3月10日(木)午後3時30分から午後4時20分

開催場所 菊陽町役場 本館2階大会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業(農用地利用集積計画)について
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 許可不要転用届について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	

(2) 欠席委員(1人)

9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 荒木 博光

事務局職員 村上 学

農政課参事 高山 勇

令和2年度第12回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時30分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長（案） <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人に6番 青木委員、7番 東委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書2ページの議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：辛川字東弁指945番
地目：畑
転用面積：3,196㎡
転用目的は、農業用管理施設・管理棟です。
権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を3月2日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は農振農用地です。
(農振農用地区域にある農業用施設用地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり原則転用不可ですが、転用目的が農業用管理施設・管理棟であり、農業振興に資する施設で不許可の例外に該当します。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第1号の番号1について、1番委員が説明します。
申請者は主に人参やスイートコーンを生産されている認定農家です。今後の規模拡大に備えた農業用施設の整備と聞いております。雨水や排水対策についても、大きく土地改良区や馬場楠堰土地改良区と協議をされており、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 1 号 番号 2 を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第 1 号 番号 2 について説明します。
議案書は 2 ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字南方上 2 8 4 4 番 2 外 6 筆
地 目：畑
転用面積：合計 8, 5 5 3 m²
転用目的はグラウンドです。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を 3 月 2 日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 6 ～ P 1 0 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第 2 種農地と判断しました。
(1 0 ha 以上の広がりがない農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、北側は県道熊本菊陽線、南側は国道 5 7 号に挟まれており、1 0 ha 以上の広がりがない小集団の農地で第 2 種農地であり、代替性の検討もされております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし

て判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 4 番委員

議案第 1 号の番号 2 について、4 番委員が説明します。

本申請は、基盤整備等は実施されておらず、ご覧のとおり農地の形状もいびつで一部農地の営農状況も良好とは言い難い農地です。

事業計画によると一部農地が残るようですが、非農家が相続されており、以前から作付け等を行われておらず、荒れておりました。農地へ行くための里道は残りますので特段問題はないものと思われます。よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第 1 号の番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和 4 年 2 月 28 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書の P 3 から P 10 をご覧ください。

利用権設定が 15 件です。

また、議案書の P 14 をご覧ください。

所有権移転が 1 件です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和4年2月28日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP11からP13をご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は3件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の15ページをお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書の16ページをお願いします。「許可不要転用届出について」でございます。
番号1について、申請内容は、■■■■■■■■■■が転用者で、転用目的は電力供給に伴う鉄塔用地の転用でございます。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後4時20分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年3月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人